

3. 9世代移動通信システムの普及等に向けた制度整備案(開設指針以外)の概要

1. 周波数割当計画の改正

平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果及び周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定版)を踏まえ、900MHz 帯における携帯電話用周波数の確保や MCA、電子タグシステム(RFID)の周波数移行等を実現するため、周波数割当計画の改正を行う。

【変更の概要】

- ✓ 以下のシステムに新たに周波数を割当て、その使用を平成 24 年 7 月 25 日からとする。
 - ・ 900MHz 帯携帯電話システム : 900-915MHz、945-960MHz
 - ・ (新) MCA システム : 930-940MHz
 - ・ 920MHz 帯電子タグシステム(RFID) : 915-930MHz
 - ・ 700MHz 帯高度道路交通システム(ITS) : 755-765MHz
- ✓ 旧 RFID 及び旧 MCA の周波数の使用期限は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- ✓ パーソナル無線及び放送事業用固定局(STL 等)の周波数の使用期限は平成 27 年 11 月 30 日までとする。

2. 無線設備規則の改正

以下の各システムの技術基準を整備する。

(1) 900MHz 帯携帯電話システム

平成 23 年 5 月 17 日の情報通信審議会一部答申を踏まえ、900MHz 帯を使用する移動通信システムとして導入の可能性がある 4 つの方式(LTE、W-CDMA/HSPA、HSPA Evolution、DC-HSDPA)について技術基準を定める。

(2) 920MHz 帯電子タグシステム及び MCA システム

平成 22 年度電波の利用状況調査の評価結果を踏まえた周波数再編アクションプラン(平成 23 年 9 月改定版)において、950MHz 帯電子タグシステムについては 915-928MHz、MCA システムについては 930-940MHz に移行することとされたところ。

電子タグシステムや MCA システムの新周波数への移行の可否や移行先周波数における電子タグシステムの技術的条件に係る情報通信審議会一部答申を踏まえ、920MHz 帯電子タグシステム及び MCA システムの技術基準を整備する。

上記電子タグシステム及び MCA システムについては、現周波数における新規開設を平成 24 年 12 月末までとする経過措置を設ける。

(3) 700MHz 帯高度道路交通システム

高度道路交通システム(ITS)は、近年、安全や環境等の様々な分野での課題解決の手段として、その更なる高度化を図るための取組が進められており、総務省では、700MHz 帯高度道路交通システムの導入に向けて「ITS 無線システムの高度化に関する研究会」を開催し、利用イメージや通信要件等についての報告書を平成 21 年 6 月に取りまとめたところ。

その後、同システムの技術的条件について情報通信審議会において審議を行い、平成 23 年 8 月 3 日に一部答申を受けたところであり、今般、これらを踏まえ、同システムの技術基準を整備する。

3. その他関連する省令の改正等

(1) 電波法施行規則の改正

- ・ 915MHz を超え 930MHz 以下の周波数を使用するもの (250mW のパッシブタグ、1 mW 及び 20mW のアクティブタグ) を免許等不要局として規定
- ・ 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局を免許等不要局として規定 等

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正

700MHz 帯高度道路交通システムの基地局及び陸上移動局を特定無線設備として規定等

(3) その他

パーソナル無線の廃止に係る特定周波数終了対策業務の実施に当たり、パーソナル無線の使用する周波数に新たに割り当てられる 900MHz 帯移動通信システムの陸上移動局を特定公示局として定める等所要の措置を講ずる。